

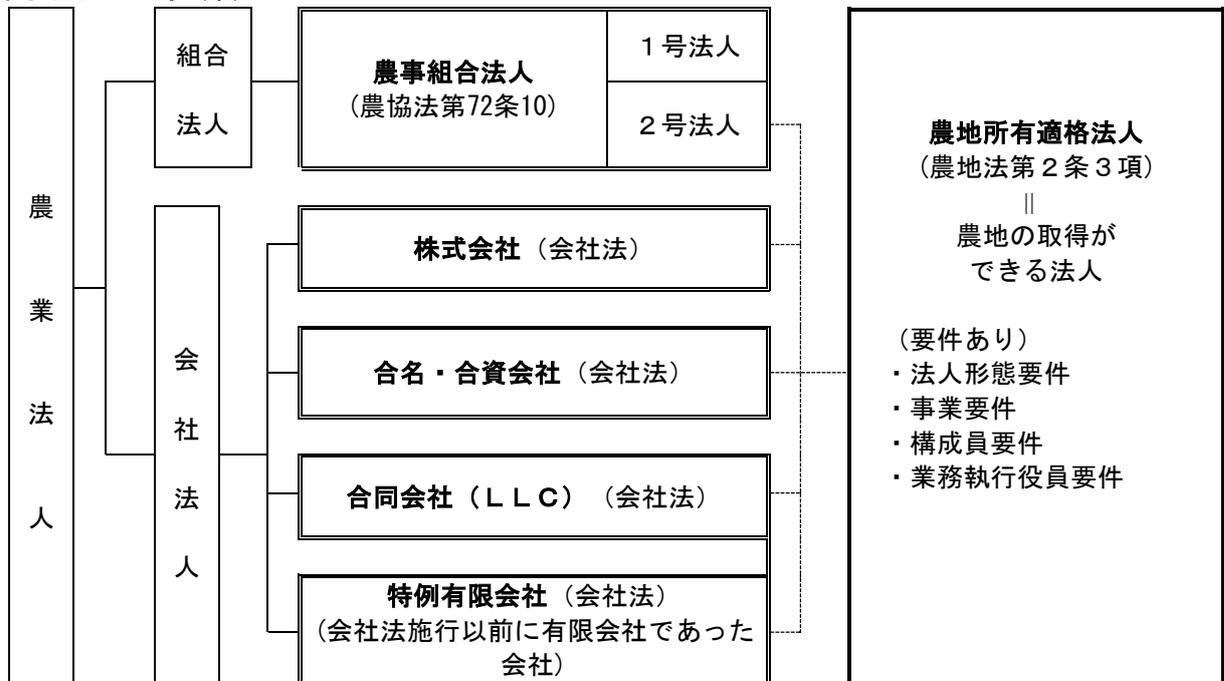
法人を設立したい

法人化を「する」「しない」を決めるのは経営者自身ですが、その判断材料となる情報の提供等を行っています。また、法人設立の際には専門家を派遣し、法人化の取組を支援します。

「法人化」は単一の事業や制度ではなく、多くの法律や制度が関係します。例えば、最も基本的な設立と農地の貸借、税申告だけでも、会社法、農業協同組合法、農地法、相続税法、法人税法等の法律と関連諸制度が絡み、「あるメリットを受けるために行った事柄により、別のデメリットが発生する」可能性があります。「法人化」を検討するに当たっては、「自分の経営において、各種法律や制度のメリットを最大限活用できるか？」がポイントとなります。

宮城県農業経営・就農支援センターでは、「農業法人とは、どういうものか？」「自分の経営の場合、どうすればよいのか？」という段階からの相談に応じています。

◆農業法人の種類



お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 総合窓口：宮城県農業経営・就農支援センター（(公社)みやぎ農業振興公社内）
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階
電話：022-342-9190
- ・ 市町村担い手育成総合支援協議会
- ・ (一社) 宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階 電話：022-275-9164
- ・ 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail：nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2833
- ・ 各農業改良普及センター